

公益社団滋賀県理学療法士会 倫理規定

滋賀県理学療法士会は日本理学療法士協会の会員理学療法士としての使命と職責を自覚し、常に自らを修め、律する基準として、日本理学療法士会の倫理規定をもとに、ここに滋賀県理学療法士会倫理規定を設ける。

基本精神

- 1.会員は、国籍、人種、民族、宗教、文化、思想、信条、門地、社会的地位、年齢、性別などのいかにかわらず、平等に接しなければならない。
- 2.会員は、県民の保険、医療、福祉のために、自己の知識、技術、経験を社会のために可能な限り提供しなければならない。
- 3.会員は、専門職として常に研鑽を積み、理学療法士の発展に努めなければならない。
- 4.会員は、業務にあたり、誠意と責任をもって接し、自己の最善を尽くさなければならない。
- 5.会員は、後進の育成に努力しなければならない。

遵守事項

- 1.会員は、保健、医療、福祉領域においてその業の目的と責任の上にたち治療と指導にあたる。
- 2.会員は、治療や指導の内容について十分に説明する必要がある。
- 3.会員は、他の関連職種と誠実に協力してその責任を果たし、チーム全員に対する信頼を維持する。
- 4.会員は、業務上知りえた情報についての秘密を守る。
- 5.会員は、その定められた正当な報酬以外の要求をしたり收受しない。